

質問者氏名 鴨志田 リ エ

目安時間 30分

1 発達障害者支援拠点整備について

- (1) 東山小学校改築に伴い老朽化した東山住区センターを移設・合築する計画は住民参加で進められてきた。東山住区センター改築予定スペースに発達障害者支援拠点整備は昨年末の12月24日の政策決定会議で決定され、平成28年1月5日付で「東山住区センター改築に伴う地元説明会開催」を1月15日に開催する案内が地元関係団体へ配布されたが、

突然の変更案に地元の方々とPTAは困惑し、そして地元議員には説明会開催の情報提供もなかったことから、地元の方々からの質問に答えることができなかった。東山住区センター改築予定スペースに発達障害者支援拠点を整備する情報提供が、去る1月13日の文教・子ども委員会へ、生活福祉委員会は報告事項として議会報告がなされたが、委員会2日後の説明会の日時の記載はなく、一連の手続きは議会軽視、民主的プロセスの軽視と言えないか。目黒区基本計画には「計画策定などの政策立案にあっては、区議会の了解の下に、区の家が変更可能な段階で区民の意見・要望を聴く仕組みを充実します。」とあるが、今回の変更には区の理念が十分に生かされなかったことへ認識を問う。

- (2) 地元説明会では、発達障害者支援拠点へのより具体的な説明を求める声が多数上がった。障害者差別解消法が本年4月より施行されるに当たり、地元とPTAに対し、さらに丁寧に説明を行い理解を深めることが肝要と考えるが、今後どう対応するか。
- (3) 障害のある児童生徒に対しては、通常の学級、特別支援教室、特別支援学級といった多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズにあった特別な支援を行っているが、東山小学校に合築となる住区センター内の支援拠点は発達障害を持つ児童から成人が対象で、東山小学校の児童も利用し、また区教育委員会の範疇外の高校生以上も利用となるが、障害福祉と教育の連携をどのように図っていくか、見解を伺う。

2 目黒区の寄付制度とふるさと納税について

頑張っている自治体を応援する趣旨で始まったふるさと納税は、寄付のお礼に地域の特産品をプレゼントする自治体が多いことから人気を博し、「我が町に寄付してほしい」と自治体同士の競争が過熱している面もあるが、自治体は政策目的の明確化や特産品に工夫を凝らし、寄付者は多彩なメニューからふるさと納税自治体を選ぶことができる。最近では、過度な特産品や本末転倒な自治体が問題視され、また、ふるさと納税により本来入る税収が大きく減り、危機感を募らせる自治体は少なくない。本区はふるさと納税により1億円の減収となった。寄付は返礼品で競うのではなく政策や地域愛に訴えることが本来ではないか。

- (1) 少子化が進む中で本区は毎年出生数が増え、子育てのまちでもある。例として「目黒区子育て応援基金」を創設し、ひとり親家庭の子供の学

習支援や保育士資格取得支援、地域の子育て団体やNPOへの支援に活用する等、寄付メニューを増やす提案をするが、見解を伺う。

- (2) ふるさと納税サイトや各自治体の寄付サイトは大変充実し、寄付意欲を駆り立てるアピール度は本区の寄付サイトと比較し1,000倍と言えよう。寄付金のサイトの充実が必要と考えるが、見解を伺う。

質問者氏名 須藤 甚一郎

目安時間 30分

- 1 目黒区は区有地・旧国鉄宿舍跡地（通称JR跡地）を売却したが、数多くの疑問点を契約した青木区長に質す。

- (1) 平成27年6月、事業予定者発表時に提案価格を議会に報告したのは、予定者の東京音大グループだけである。なぜ区長は現在まで、他の公募提案に参加した3事業者の提案価格を議会及び区民に報告せず、隠蔽しているのか。

- 平成27年6月に公表された「事業予定者選定結果」の概要は次のとおり。ちなみにJR跡地は、目黒区有地と東京都有地をあわせて売却先を選定し売却されたが、ここで私が取り上げるのは、目黒区有地に限定する。

「上目黒一丁目地区プロジェクト 事業予定者選定結果 平成27年6月 目黒区 東京都都市整備局」

事業用地

- (1)所在（地番）：区有地／東京都目黒区上目黒一丁目70番17
都有地／東京都目黒区上目黒一丁目70番3

- (2)面積（公簿）：区有地／4,270.00㎡
都有地／4,268.00㎡

審査委員会の構成は以下のとおりである。

委員長 倉田直道、委員 大野木孝之、垣内恵美子、河野擴、中井祐、根上彰生、前田博（敬称略）（須藤注：審査委員の肩書がないため、どんな人物か不明）

提案書等の受付

平成27年1月14日に事業者募集要項等を公表し、平成27年3

月20日に提案書等を受け付けたところ、以下の4グループから応募があった。

TSUNAGU FOREST、人・街・緑・つなぐPJ、つなぐプロジェクト、音楽の杜。

(1)事業予定者

グループ名 音楽の杜

構成員(○は代表者) ○学校法人東京音楽大学

戸田建設株式会社

株式会社日建設計

(2)次点

グループ名 つなぐプロジェクト

構成員(○は代表者) ○エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

株式会社スタジオ建築計画

共立建設株式会社

事業予定者の提案概要

(1) 建物の用途 大学施設等、(2) 建物の高さ 16.9m (地上3階地下1階)、(3) 建ぺい率、容積率 59.7%、192.36%、(4) 延床面積 17,084㎡、(5) 提案土地買受価格 7,770,000,000円

(2) 目黒区が購入してから21年目、JR跡地は目黒区及び目黒区民の貴重な財産である。その売却なのであるから、公募提案に参加した4事業者全ての提案価格を議会・区民に公表するのは当然である。公表しない理由は何か。

(3) 最高提案価格の61億7千万円余で売却できたのに、なぜ青木区長は19億6千万円余も安く42億1千万円余で売却したのか。保育施設拡充等の財源確保にまたとない機会であったのに、大損害発生ではないのか。

● JR跡地売却の公募提案に参加した4グループの提案価格は、開示請求して明らかにした経緯と提案価格内容

私は27年6月の売却先が東京音大グループに決定して以降、同年8月、11月末までJR跡地売却に関する行政情報文書の開示請求を再三行った。しかし、所管課の政策企画課は「まだ契約が終了してい

ない」とか「事業者の了解が得られない」などの理由で非開示だった。が、27年11月25日に公募提案に参加した4事業者の提案価格と提案内容の概略に絞った結果、28年1月8日、やっと売却先以外の事業者の提案価格も知ることができた。

驚愕の内容であった。4事業者の提案は下記のとおりである。

(目黒区有地/4, 270.00㎡ 東京都有地/4, 268.00㎡)

売却先：音楽の杜グループ（東京音大）

提案価格（合計価格）	7, 770, 000, 000円
目黒区有地の価格	4, 211, 624, 021円
東京都有地の価格	3, 558, 375, 979円

次点：つなぐプロジェクト

提案価格（合計価格）	11, 399, 995, 000円
目黒区有地の価格	6, 179, 214, 000円
東京都有地の価格	5, 220, 781, 000円

人・街・緑・つなぐPJ

提案価格（合計価格）	8, 620, 000, 000円
目黒区有地の価格	4, 672, 355, 091円
東京都有地の価格	3, 947, 644, 909円

TSUNAGU FOREST

提案価格（合計価格）	9, 039, 607, 500円
目黒区有地の価格	4, 899, 797, 695円
東京都有地の価格	4, 139, 809, 805円

(4) 目黒区有地の購入希望の最高提案価格は61億7千万円余であり、売却価格42億1千万円余との差額は19億6千万円余である。審査基準によれば、売却先を選ぶ審査委員会では、自動的に審査は加点方式、比例配点方式に当てはめただけであり、提案価格とJR跡地利用の内容を比較考量したとは言えないのではないのか。

(5) 公募提案方式による売却は随意契約である。地方公共団体の不動産等財産の売却は、一般競争入札が原則である。地方自治法施行令167条の2は例外として随意契約を認めている。けれど、2号「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」や7号「時価に比して著しく有

利な価格で契約することができる見込のあるとき」など限定している。

しかし、本件JR跡地売却は該当せず、違法と言うべきではないか。

- 2 「平成27年度各部定期監査の結果に関する報告について」及び「同年度各部定期監査の結果を受けて講じた措置について」の問題点を問う。

- 目黒区監査委員から平成27年8月21日付で「平成27年度各部定期監査の結果に関する報告について」が区議会議長等に提出された。それを受けて、青木英二区長から同年9月30日付で「平成27年度各部定期監査の結果を受けて講じた措置について」が区議会議長に参考として送付された。

区職員であれば誰でも、地方自治法第243条の2の（職員の賠償責任）の次の規定は周知のはずである。

（職員の賠償責任）

地方自治法第243条の2 職員が故意又は重大な過失により、又は職員が普通地方公共団体の規則で指定したものが、故意又は重大な過失により法令の規定に違反したり、怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない旨の規定がある。

是正及び改善を要する事項である指摘事項だけでも、次のように

(1)～(7)までである。

- (1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの
- (2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの
- (3) 契約事務における事務処理を誤っていたものなど
- (4) 要綱に基づく業務及び事務処理を誤っていたもの
- (5) 入力作業における事務処理を誤っていたもの
- (6) 事業の決定における事務処理を誤っていたもの
- (7) 収納事務委託における事務処理を誤っていたもの

- (1) 監査結果に地方自治法の（職員の賠償責任）に該当する行為も含まれている可能性がある。7件の項目の中に指摘事項は数件あり、中には共通の誤りをしている課が18課に及ぶものまであって、行政事務全般が適正に執行されていないと言うべきである。単に事務執行の間違いや怠慢だけではなく、場合により財務的に大損害になることを職員全員に周知徹底させるつもりはあるのか。

- どんな指摘事項であったのか、指摘事項から数件実例を挙げる。

契約事務における事務処理を誤っていたものなど

イ インフルエンザ予防接種記録票の印刷契約を締結したが、印刷数を誤ったため、追加印刷が必要となり、追加の印刷契約を締結した。この結果、追加契約においては1部当たりの単価が、当初契約における単価の約7倍になっていた。(碑文谷保健センター)

ウ 物品の購入に当たり、原則として2者以上から見積書を徴取することとされている。しかしながら、見積書の徴取を1者とすることができる1件当たり5万円未満の契約とし、同日や連日又は短期間に、同一業者や同種の別業者と契約を繰り返して行っていたものがあった。(総務課、子ども家庭課、教育指導課、八雲中央図書館)

カ 10万円未満の委託等契約、30万円未満の工事契約の場合に、見積徴取を1者とする理由について、契約確認票において「緊急対応が必要であるため」を選択しているものの中で、この項目が示す緊急対応には該当しないものが多数あった。また、見積徴取を1者とする理由が別にあるものがあり、その場合は別項目を選択して理由を記載する必要があったが、記載されていなかった。

(総務課、人事課、地域振興課、税務課、スポーツ振興課、戸籍住民課、東部地区サービス事務所、保健予防課、高齢福祉課、保育課、みどりと公園課、会計課、区議会事務局、教育指導課、めぐろ学校サポートセンター、八雲中央図書館、選挙管理委員会事務局)

(2)

ア 指摘事項の多くは、余計な出費につながる。いわば「お役所仕事」だから発生するムダ遣いもある。もし自分が町工場のおやじや横丁の惣菜屋のおばちゃんだったら、印刷物の部数を間違え、追加注文して7倍の料金を払ったなんてことをするか。損害が発生した指摘事項はハッキリ損害額を公表すべきではないか。

イ 自分の家の家財道具を買ったり、修理をするときは、安くやろうとして、どこの主婦もじいちゃんもあっちこっちから見積りを取る。と

ころが緊急だなんて理由にして、見積り合わせを怠けているのが18課もあるとはとんでもない。措置状況には、言い訳がましいものもある。監査事務局長によれば、指摘事項に対して所管課長が中心になり、全庁的に改善策を通知する課もあるという。その場限りの措置状況ではなく、実行する改善策を庁内全てに通知するように義務づけたらどうか。

ウ 監査委員の指摘事項に対して、指摘された所管課は措置状況を提出する。しかし、措置が適正に実行されているか否かは、翌年度の定期監査を待たねばならない。このやり方は時間のムダになる。措置状況が実行されているか否かを定期監査とは別に、行政機関内部でチェックしたらどうか。

質問者氏名 竹 村 ゆうい

目 安 時 間 30分

1 来庁される区民の皆様にお声掛けをして窓口案内や申請書の記入補助等のお手伝いをする「フロアマネージャー」の設置について

区役所に来庁される区民の皆様、特に転入されてきた方や高齢者の方などは、どの窓口に行けばいいのか分からなかったり申請書への記入に戸惑う方も少なくありません。

仕事やスケジュールの都合をつけて来庁されている区民の皆様にあまりストレスを感じずにより円滑に手続きをしていただくために、窓口案内や申請書の記入補助等のお手伝いをする「フロアマネージャー」の設置を検討していただけないか伺います。

2 別居・離婚後の親子の面会交流、養育の取り決めに対する目黒区の支援体制について

平成27年第4回定例会での一般質問にて、「別居・離婚後の親子の面会交流、養育の取り決めに対する公的支援体制・相談体制の整備」について伺いました。

その直後の12月1日より、戸籍住民課に離婚届を受け取りに来た方への養育費と面会交流について考えていただく参考パンフレットの配布が始まりました。

窓口対応をするスタッフへどのような指導を行っているのか、実際に離婚届を受け取りに来られた方の反応はどういったものなのか、目黒区における支援体制の充実に向けた今後の取り組みについて伺います。

質問者氏名 西 村 ち ほ

目 安 時 間 5 0 分

1 子育てへのサポートについて

- (1) 本区では、病気の回復期にある子どもを預かる病後児保育を行う施設が3件あるが、区民のニーズと施設のバランスはいかがか。各施設への利用登録者数と利用実績、区の支援について伺う。
- (2) 病後児保育施設がある一方、回復に至る前の、病気にかかっている子どもを受け入れることができる病児保育施設は1件もない。区の見解と設置への課題を伺う。
- (3) 共働き夫婦やひとり親家庭など、様々な事情により祖父母が育児を担う機会が増えている中、子育てに関する世代間のギャップによるトラブルや、孫育てに精神的な不安を抱く祖父母が増加している。先行自治体で実施している祖父母を対象とした育児講座や孫育てガイドブックの活用はこのような諸問題解決に有用と考えるが、所見を伺う。

2 女性の健康の包括的支援について

女性には人生の各段階での心身の変化や女性ホルモンの大きな変化があり、その生涯にわたる健康を支える意識を醸成していくことが大切である。そのためには心身の発達段階から身体的な特徴を自覚し、健康づくりの動機づけを行っていく必要があると考える。

- (1) 学校現場で思春期前に行われる、自らを大切にすることへの教育的な取り組みについて伺う。
- (2) 女性の健康を考える上で、ライフステージごとに適切な対策を講じ包括的な支援を行うことが必要と考えるが、見解を伺う。

3 めぐるマラソンの概要とボランティアについて

- (1) 本年11月27日に開催が決定しているめぐろマラソンについては、ランナーが3,000人規模で5月に募集が開始される旨が公表されている。ミニマラソンなどのサブイベントなども実施予定とされてい

たが、実行委員会等で決定した大会の詳細について伺う。

- (2) 開催には多数のボランティアの協力が不可欠である。その募集方法、ボランティアの種類、事前の研修について伺う。
- (3) 都では、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、ボランティア文化の定着を目指して指針の策定を進めている。めぐろマラソンもボランティア活動を身近なものにする良い機会と考えるが、本区におけるボランティア活動の状況と、区民の地域協力やボランティア活動への意識向上・定着への取り組みについて伺う。

質問者氏名 川原 のぶあき

目安時間 40分

1 危機管理体制の強化について

我が国は、世界有数の災害大国と言われ、地震、台風、風水害などの自然災害が毎年のように発生し、その被害も拡大している。また、近年は核兵器への脅威やテロ、サイバー攻撃と、「危機」も多様化、複雑化の様相を呈している。いかなる危機からも区民の生命・財産を守るため万全の備えが必要と考え以下、質問する。

- (1) 昨年関東・東北豪雨災害において茨城県常総市では、鬼怒川決壊後に避難指示が出されるなど、一部地域で大きな被害となった。このことは自治体の危機管理対応の未熟さを露呈している。そこで本区の危機管理部門の職員については、災害規模や時間の経過を見極めながら区長に適切な判断を助言できる危機管理の専門家を養成していく必要があると考えるが、区の見解を伺う。
- (2) 昨年フランス・パリにおいて同時多発テロが発生した。我が国もいつテロの標的とされてもおかしくない。本年5月には伊勢志摩サミットが開催されるが、今後も2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催など、国際イベントが続く。区民をテロの脅威から守るため以下、質問する。
 - ア 区民に向けたテロ対策の啓発について区の見解を伺う。
 - イ テロ対策訓練の実施について区の見解を伺う。
 - ウ 区内の空き家や空き店舗がテロ組織の巣窟とならぬよう警察との

情報共有や町会・自治会、商店街からの早期通報など官民一体となった水際対策の構築について区の見解を伺う。

2 「ひと」が輝く社会の実現について

我が国は、着実に経済再生を果たし、企業収益は過去最高水準に達し、雇用面では就業者数が110万人以上増え、完全失業率も3.3%に改善するなど、デフレ脱却まであと一步のところまで来ている。しかし、経済の好循環の流れは、中小企業の賃金上昇や家計へは期待ほど広がりが十分ではない。また、子どもや高齢者の貧困問題も多く、一人一人が自分らしく輝く社会を実現していくには以下の施策展開が必要と考え、質問する。

- (1) 一人一人の活躍を支える上で欠かせないものは雇用環境の充実である。

賃金上昇の流れが地域経済に波及しているのか、若者や女性、高齢者、障害者が、それぞれの状況に応じた働き方で自身の夢の実現や生活を送ることができているのか、こうした賃金の引き上げや働き方改革を地域の実情に合わせ、関係者が率直に話し合い、連携して対策を講ずることができる「目黒版政労使会議」の設置ができないか、区の見解を伺う。

- (2) 今年に入り幼い子どもが相次いで死亡するという痛ましい事件が発生している。こうした虐待を未然防止するには、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援を身近な場所で、ワンストップで行える「ネウボラ」の日本版である「子育て世代包括支援センター」を5つの地域包括支援センターに設置ができないか、区の見解を伺う。

- (3) 去年は、東海道新幹線の車内で71歳男性の焼身自殺や埼玉県深谷市に住む高齢夫妻が利根川に車で飛び込み心中死するなど、高齢者の貧困に起因する事件・事故は後を絶たない。本区においても今後ますます高齢化が進んでいく中、高齢者となっても安心して暮らし続けていくためには、高齢者の貧困対策が必要と考え以下、質問する。

ア 生活困窮者自立支援法の施行に伴い本区でも相談支援事業が開始されたが、「めぐろ 暮らしの相談窓口」を利用される区民の多くは高齢者と聞いている。そうした状況を踏まえた上で高齢者の貧困対策の現状と課題について、区の見解を伺う。

イ 高齢者の貧困化について「ストックリッチ・キャッシュプア」が指摘されている。高齢者は、ストック、つまり自宅など資産は保有しているものの日常生活を送るためのキャッシュ、生活費が乏しいとの指摘である。高齢者が、年金などの公的収入以外にある程度、生活費を得るためには安心して働くことができる就労環境の整備が必要と考える。そこで就労準備支援事業として高齢者の雇用に積極的な区内企業とのマッチング事業など、きめの細かい就労支援の実施ができないか、区の見解を伺う。

質問者氏名 小 林 かなこ

目 安 時 間 4 5 分

1 無電柱化について

昨年12月25日付けで国土交通省が運用通達と解説を発出し、平成28年から緊急輸送道路上での電柱の占用が禁止された。無電柱化の取り組みは、災害時における被害を少なくするために有効な施策であると考えますが、費用がかかることも課題である。木造住宅密集地域で電柱が倒壊した場合には、住民の避難や救援活動に大きな支障となるため、まず木造住宅密集地域から無電柱化を進めるべきだと考えるが区長の所見を伺う。

2 目黒らしい教育のあり方について

- (1) 目黒の区立小・中学校における道徳の授業では、区独自で作成した「めぐろの心」や「心の広場」を副読本として活用し、東京都の「心みつめて」と文部科学省の「心のノート」を併用して授業の改善と充実を図っている。そこで現在、どのような内容で道徳教育が行われているか伺う。
- (2) 本区では、自然宿泊体験やボランティア活動等との関連を密接に図り、道徳教育充実のためにアクティブ・ラーニングを取り入れているが、現状と課題について伺う。
- (3) 本区では小・中学校における外国語教育にも力を入れており、大鳥中学校におけるイングリッシュキャンプは高い評価を得ている。そこで、英語を通して外国の文化を学ぶとともに、子供達が発信者となり、

外国の方々へ日本について伝えるためには、日本のことや文化についてしっかりと学ぶ必要があると考える。現在の区の取り組みを伺う。

以 上